

# 森林の土地の所有者届出書

## 記載例

### 〈目次〉

☞小タイトルをクリックすると自動的にそのページへ飛びます。  
☞各ページの右上の[目次に戻る](#)からこのページへ戻れます。

(1) 届出書の記載要領	2
(2) 届出書の記載例	
①届出人が個人で森林の土地を売買で取得した場合	3
②届出人が個人で共有林の持分を売買で取得した場合	4
③届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が未了の場合(1) (法定相続人が別々に届出を提出)	5
④届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が未了の場合(2) (法定相続人が共同して届出を提出)	6
⑤届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が終了した場合(1) (相続後 90 日以内に遺産分割協議が終了)	7
⑥届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が終了した場合(2) (相続後 90 日を過ぎて遺産分割協議が終了)	8
⑦届出人が法人で他の法人との合併により所有権を取得した場合	9

記載漏れがないようご注意ください。

米子市内にある森林の取得を届け出てください。

所有者となった年月日の90日以内の日付で提出してください。

森林の土地の所有者届出書

米子市長 様

年 月 日

届出人の住所・氏名・電話番号が記載をお願いします。法人の場合は、名称及び代表者の氏名が必要です。

住所  
届出人  
電話番号

印

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となった年月日 年 月 日				所有権の移転の原因			
	土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
			市町村	大字	字	地番		
1								
2								
3								
4								
5								
	計							
備考								

6筆以上の場合は、枠を増やして記載していただいても結構です。

共有林の場合は持分割合を記載してください。

小数第5位で四捨五入し、第4位まで記載してください。

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(1) 「当該土地の位置を示す地図」とは、届出に係る森林の土地の位置が把握できるものが必要であり、登記所備付地図、公図、地積測量図や土地所在図の写し、市町村・民間企業等が作成した地図の写し、インターネット等で無料提供されている地図などに、当該森林の位置を記入したものが該当します。

(2) 「土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面」とは、届出の対象の森林の土地及び新たに森林の土地の所有者となったものが確認できるものが必要であり、登記事項証明書の写し、森林の土地の売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議の協議書や目録、登記済証の写し等が該当します。

(2) 届出書の記載例

[目次に戻る](#)

① 届出人が個人で森林の土地を売買で取得した場合

森林の土地の所有者届出書

所有者となった年月日の90日以内である必要

令和2年6月15日

米子市長 様

住 所 ○○市△△町1-2-3

届出人 農林 米男

印

電話番号 ××××-××-××××

森林の土地の引き渡しの日を記載

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	●●市□□町5-6-7				森林 杉太		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	令和2年4月5日				売買		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	米子市	▼▼	—	101	0.1020	
	2	米子市	▼▼	—	102	0.2111	
	3	米子市	▼▼	—	103	0.0322	
	4						
5							
	計				0.3453		
備考	用途は資産として保有、境界は地籍調査済み						

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

② 届出人が個人で共有林の持分を売買で取得した場合

[目次に戻る](#)

森林の土地の所有者届出書

所有者となった年月日の90日以内である必要

令和2年6月15日

米子市長 様

住所 ○○市△△町1-2-3

届出人 農林 米男

印

電話番号 ××××-××-××××

森林の土地の引き渡しの日を記載

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	●●市□□町5-6-7				森林 杉太		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	令和2年4月5日				売買		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	米子市	▼▼	—	50	1,6000	1/2
	2						
	3						
	4						
5							
		計				1,6000	
備考	用途は林業、境界は把握している						

取得した共有林の持分割合を記載

共有林の全面積を記載

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

③ 届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が未了の場合(1)  
(法定相続人が別々に届出を提出)

[目次に戻る](#)

- ※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。
- ※ 下記は、法定相続人が子3名で、そのうち1名が届出を行う場合の例。  
(3名ともそれぞれ提出が必要になります)

所有者となった年月日の90日以内である必要

森林の土地の所有者届出書

令和2年6月15日

米子市長 様

住 所 ○○市△△町4-5

届出人 農林 二郎

Ⓜ

電話番号 ××××-××-××××

相続開始の日(被相続人の死亡の日)を記載

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	●●市□□町1-2-3				農林 松子		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	令和2年4月5日				相続		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	米子市	▼▼	—	101	0.1020	1/3
	2	米子市	▼▼	—	102	0.2111	1/3
	3	米子市	▼▼	—	103	0.0322	1/3
	4						
5							
	計				0.3453		
備考	用途は未定、境界は不明(共有者の農林一郎は把握している)						

法定相続分の持分割合を記載

他の相続人との共有となる相続した森林の市内の全てを記載

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

④ 届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が未了の場合(2)  
(法定相続人が共同して届出を提出)

[目次に戻る](#)

- ※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。
- ※ 下記は、法定相続人が子3名で、全員で共同して届出を行う場合の例。

森林の土地の所有者届出書

所有者となった年月日の90日以内である必要

令和2年6月15日

米子市長 様

住所 ●●市□□町1-2-3  
届出人 農林 一郎 (印)  
電話番号 ××××-××-××××

住所 ★★県◆◆村◎◎町9876  
届出人 農林 梢子 (印)  
電話番号 ××××-××-××××

住所 ○○市△△町4-5  
届出人 農林 二郎 (印)  
電話番号 ××××-××-××××

相続開始の日(被相続人の死亡の日)を記載

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	●●市□□町1-2-3				農林 松子		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	令和2年4月5日				相続		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	米子市	▼▼	—	101	0.1020	備考のとおり
	2	米子市	▼▼	—	102	0.2111	同上
	3	米子市	▼▼	—	103	0.0322	同上
	4						
5							
		計				0.3453	
備考	用途は未定、境界は農林一郎が把握 持分割合は、農林一郎、農林梢子、農林二郎それぞれ 1/3						

他の相続人との共有となる相続した森林の市内の全てを記載

注意事項

- 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - 当該土地の位置を示す地図
  - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

法定相続分の持分割合は備考欄の活用も可能であり、それぞれの持分割合を記載

⑤ 届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が終了した場合(1)  
(相続後 90 日以内に遺産分割協議が終了)

[目次に戻る](#)

※ 相続後 90 日以内に下記の内容の届出書を提出すれば、③又は④の届出書は不要となります。

森林の土地の所有者届出書

所有者となった年月日の90日以内である必要

令和2年6月15日

米子市長 様

住 所 ●●市□□町 1-2-3

届出人 農林 一郎

印

電話番号 ××××-××-××××

相続開始の日(被相続人の死亡の日)を記載

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	●●市□□町 1-2-3				農林 松子		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	令和2年4月5日				相続		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	米子市	▼▼	—	101	0.1020	
	2	米子市	▼▼	—	102	0.2111	
	3	米子市	▼▼	—	103	0.0322	
	4						
5							
		計				0.3453	
備考	用途は未定、境界は把握している						

相続した森林の市内の全てを記載

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

⑥ 届出人が個人で相続により所有権を取得し、遺産分割協議が終了した場合(2)  
(相続後 90 日を過ぎて遺産分割協議が終了)

[目次に戻る](#)

- ※ ③又は④の届出に加えて、下記の内容の届出が必要となります。
- ※ 下記は、法定相続人が子3名で1/3ずつの持分を持ち、ある子が分割協議により取得した他の2名の持分の合計2/3について届出を行う場合の例。

所有者となった年月日の90日以内である必要

森林の土地の所有者届出書

令和2年8月30日

米子市長 様

住 所 ●●市□□町 1-2-3

届出人 農林 一郎

印

電話番号 ××××-××-××××

遺産分割協議の終了の日を記載

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	★★県◆◆村◎◎町9876				農林 梢子		
	〇〇市△△町4-5				農林 二郎		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
令和2年7月25日				相続(遺産分割協議)			
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	米子市	▼▼	—	101	0.1020	2/3
	2	米子市	▼▼	—	102	0.2111	2/3
	3	米子市	▼▼	—	103	0.0322	2/3
	4						
5							
計						0.3453	
備 考	用途は未定、境界は把握している						

原因欄は「相続(遺産分割協議)」と記載

相続した共有状態の森林の市内の全てを記載

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

森林の土地の所有者届出書

所有者となった年月日の90日以内である必要

令和2年6月15日

米子市長 様

住所 ○○市△△町1-2-3  
 届出人 株式会社 ◇◇林業  
 代表取締役 農林 米男 ⑩  
 電話番号 ××××-××-××××

森林の土地の引き渡しの日を記載

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	●●市□□町5-6-7				株式会社 〇〇林業 代表取締役 森林 杉太		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	令和2年4月5日				法人の合併		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	米子市	▼▼	—	101	0.1020	
	2	米子市	▼▼	—	102	0.2111	
	3	米子市	▼▼	—	103	0.0322	
	4						
	5						
計					0.3453		
備考	用途は林業、境界は測量済み						

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面